



横浜市立南台小学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係※1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条）。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの集団にもどの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

(1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

(2) 児童は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。

(3) 学校は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、役割を自覚し、主体的かつ相互に他の機関と協力し、活動する必要がある。

3 南台小学校いじめ防止基本方針策定の目的

南台小学校いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、上記の基本理念の下、いじめの防止等のための対策において、学校、児童、保護者、地域、関係機関等が果たすべき役割、その他のいじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めること等により、南台小学校全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくることを目的とする。

4 いじめの防止等に向けた方針と役割

児童のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きにくい風土づくりに努めることが重要である。

また、いじめを早期に察知できるよう、学校のみならず地域、保護者等社会全体で児童を見守るとともに、いじめを察知した場合は、つらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止めて支援するとともに、いじめが起きた要因や背景をともに考え、問題の解決に向けてともに行動することが重要である。

そのために、児童が自らいじめの防止等に取り組むとともに、学校全体、保護者、地域、関係機関等が当事者であることを意識し、児童生徒の健やかな成長を支える役割を果たす必要がある。

児童として

- (1) 一人ひとりが自分のよさや可能性を見つめ、自分がかけがえのない存在であることを自覚し、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮していくとともに、他者との違いを認め、互いを理解するよう努める。
- (2) 誰しもがいじめをする側にも、される側にもなる可能性があることを理解し、自らが主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会づくりに努める。
- (3) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談したりする。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進める。
- (2) 「いじめは最も身近な人権侵害行為」という認識に立ち、教職員一人ひとりが、日頃から自らの人権意識の向上を図る。
- (3) 児童が主体となっていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるという意識を育み、その発達の段階に応じて、自ら解決に向けて行動できるよう支援する。
- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、関係機関等と連携し情報を共有しながら指導及び支援に当たる。
- (5) いじめは絶対に許されないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりのSOSのキャッチに取り組む。
- (6) いじめが発生した場合には、つらい思いをしている児童自身の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげられるよう、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの防止等のための取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- (1) どの児童も、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめを「しない」、「させない」よう指導に努め、また、日頃から、児童の意見や思いに耳を傾け、いじめ

- 被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 学校や地域の人々など、児童を見守っている関係者との情報交換に努めるとともに、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくり、互いに連携しながら協働して取り組む。
 - (3) 学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見したとき又はその疑いがあると思われるときは、児童自身の意思を尊重しながら、学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡するとともに、連携して対処する。
 - (4) 学校や関係機関と連携し、日頃から児童に対し、SNSの使い方について教えるなど、インターネット上のいじめの防止や効果的な対処に主体的に取り組む。

地域、関係機関等として

- (1) 地域、関係機関等は、児童生徒の意見を聴きながら、児童生徒が主体的に考え、行動し、安心して過ごすことができる環境づくりに努める。特に、それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する。
- (2) 地域等は、児童生徒に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- (3) 児童生徒の健全育成に関わる関係機関や地域は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを目指し、相互に連携して、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。

第2章 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

いじめ防止対策の責任者は校長とし、構成員は、管理職、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターを基本に、実情に応じて最も実効的な体制となるよう SC、SSW 等の専門職を加える。

(2) 会議の開催

いじめ防止対策委員会の会議は、月1回以上、定期的で開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に「臨時いじめ防止対策委員会」を開催し適切に対応する。

いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。また、校長の責任の下、いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 主な役割

いじめ防止対策委員会は、いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。

また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

第3章 学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止・早期発見

- ア 児童一人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解できるよう取り組む。
- イ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

～未然防止に係る取組～

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境、風土づくり
- ユニバーサルデザインを取り入れた、誰にでもわかりやすい授業づくり
- アンケートの定期的な実施
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した活動の充実。

～早期発見にかかわる取組～

- いじめの相談・通報窓口の設置を周知する。
- いじめの積極的認知。
- 児童の些細な変化を見逃さない。
- 全教職員が、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報を共有する。
(毎月の職員会議、部会、定期的な打ち合わせ等の際に共有)
- いじめについてのアンケートの実施→確認

(2) いじめに対する措置

ア いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ① いじめの訴えがあった場合は、早急に事実確認を行い、いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② 謝罪をもって安易にいじめが解消したと判断することはあってはならず、いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消※に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。

※「解消」...①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間(少なくとも3か月を目安とする。)継続していること、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が少なくとも満たされている状態をいう。

- ③ 発達障害を含む、障害のある児童に対するいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、早い段階で専門家の意見を求め、当該意見を踏まえた適切な支援を行う。

イ いじめを行った児童への指導・支援及びその保護者への助言等

- ① いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめを行った事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてSCやSSWなど専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

その際、単に行為のみの指導にとどまらず、いじめを行った児童が抱える悩みや家庭の問題など、いじめの背景にも目を向け、関係機関等と連携して、解決に向けた対応方針を検討し、取り組む。

- ② いじめが犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべき事案は、早期に警察へ相談又は通報する。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができない場合でも、誰かに知らせるよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 道徳等の授業においていじめの定義を学び、話し合うなどして、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりに取り組む。

エ 学校における記録と情報共有

校内において、システム等を活用し、いつ、誰が相談を受け、確認したか等含め、いじめに係る対応の記録として、時系列に沿って情報を適切に記録し、早期に組織で共有する。

オ 日常的な取組

～中、長期的な対応～

- 複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用等）
- 報告及び情報交換の実施
- 児童が気軽に相談できる機会の設定や窓口づくりや学校カウンセラーの活用
- 南部学校教育事務所、子ども家庭支援課、南部児童相談所、港南警察地域課・生活安全課、スクールサポーターなど関係諸機関との連携を図る。
- いじめを否定する児童間の風土づくり
- 次年度への引き継ぎ

～教職員の研修～

いじめ問題に、全職員、学校全体で取り組むために、教職員が自ら資質や専門性を高めるとともに、チームとして対応するための一致した方針や実態の認識をもつことが必要である。そのために、研修会を実施し、教職員一人ひとりが、いじめ問題に対する認識や取組姿勢、日頃の取組について、改めて自己点検を行うとともに、研修の中で全職員が共通の認識をもつことができるようにする。

～学校運営協議会等の活用～

- 「学校・家庭・地域連携事業」「地区懇談会」「まちとともに歩む学校づくり懇話会」などにおいて関係機関や地域の方からの情報を収集・共有し、いじめの予防・早期発見につなげる。
- いじめなど、学校が抱える問題等を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態に当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第1号)。

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第2号)。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、疑いを抱いた段階から対応を開始するものとする。

(2) 児童等から申立てを受けた場合の対応

児童等（児童や保護者（以下「児童等」という。）から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。児童等から申立てがあった場合、学校は、児童等と適切に情報共有を図り、状況の把握に役立てられるよう、書面又は聴き取りによる確認を主体的に行い、迅速な対応につなげる。

(3) 重大事態の判断

重大事態に該当するかどうかの判断を学校が判断する場合、法第23条第2項に基づく調査や不登校児童に係る個別の教育支援計画の作成などを通じて、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合・児童等から学校に申立てがあった場合において、いじめ防止対策委員会において組織としていじめ重大事態を判断するものとする。

(4) 重大事態の発生報告

上記(3)により重大事態に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) 調査の目的

法第28条の調査は、いじめを受けた児童の尊厳を保持するため、いじめにより児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的に行うものである。また、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的に含まれる。

(6) 調査主体及びその構成等

調査主体については、教育委員会において判断する。

ア 学校主体

各学校のいじめ防止対策委員会の職員（SC、SSW等の専門職を含む。）に、弁護士などの第三者が関与した調査組織とする。

(7) 調査の進め方

ア 学校主体

重大事態発生後、速やかに調査を開始し、概ね3か月以内に終わることを目指すものとする。この調査では、児童及びその保護者並びに学校関係者への聴き取りや、学校及び教育委員会事務局で保有している記録書類の確認のうち、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を踏まえ、その時点で実施可能な範囲の調査を行うことを基本とする。調査が終了した場合には、速やかにいじめを受けた児童及びその保護者に対し調査結果を提示するものとし、いじめを受けた児童及びその保護者がさら

に詳細な調査を希望する場合は、調査に関与した第三者の確認の下、追加調査を検討する。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

イ いじめを行った児童及びその保護者への説明

学校は、いじめ重大事態調査の対象となり、当該調査の結果、いじめを行ったと認定された児童やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明する。

ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

【取組の年間計画】

月	取 組 内 容	
4 月	年間計画の確認・引継ぎ 児童指導全体会	入学式・学年開き 学級懇談会 学校説明会 いじめ防止対策委員会
5 月	特別支援教育についての検討 教育相談のお知らせ いじめ解決のための生活アンケート実施（1回目）	地域訪問 学校運営協議会 いじめ防止対策委員会
6 月	学校生活のためのアンケート（YP）実施	いじめ防止対策委員会
7 月	横浜子ども会議（ブロック）	個人面談 学校運営協議会 いじめ防止対策委員会
8 月	横浜子ども会議（区）	いじめ防止対策委員会
9 月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	学級懇談会 いじめ防止対策委員会
10 月	SOS、自殺予防研修	学校運営協議会 いじめ防止対策委員会
11 月	いじめ防止研修	いじめ防止対策委員会
12 月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決のための生活アンケート実施（2回目）	個人面談 いじめ防止対策委員会
1 月	学校生活のためのアンケート（YP）実施	いじめ防止対策委員会
2 月	次年度の学級編制に関わる情報共有	懇談会 学校運営協議会 いじめ防止対策委員会
3 月	年間の振り返り・新年度の引き継ぎ	いじめ防止対策委員会
通年	学校いじめ防止対策委員会（定例：月1回、臨時：随時） 児童指導部会（月1回）	

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年に1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを検討し、措置を講じる。

平成 26 年 3 月 20 日策定

平成 30 年 2 月 26 日改訂

平成 31 年 2 月 21 日改訂

令和 2 年 2 月 20 日改訂

令和 3 年 3 月 11 日改訂

令和 4 年 3 月 22 日改訂

令和 5 年 3 月 24 日改訂

令和 6 年 3 月 22 日改訂

令和 7 年 3 月 28 日改訂

令和 8 年 2 月 28 日改訂